

別表第2(第7条関係)

(単位：円)

施設区分	時間区分	使用料の額	冷暖房費
西枇杷島小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
古城小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
清洲小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
清洲東小学校グラウンド	19：00～21：00	5,000	なし
清洲東小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
新川小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
星の宮小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
桃栄小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
春日小学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
西枇杷島中学校グラウンド	19：00～21：00	5,000	なし
西枇杷島中学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
清洲中学校グラウンド	19：00～21：00	5,000	なし
清洲中学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
新川中学校グラウンド	19：00～21：00	5,000	なし
新川中学校体育館	9：00～12：00	300	なし
	13：00～17：00	400	
	19：00～21：00	300	
新川中学校柔剣道場	9：00～12：00	300	なし

	13 : 00～17 : 00	400	
春日中学校体育館	9 : 00～12 : 00	300	なし
	13 : 00～17 : 00	400	
	19 : 00～21 : 00	300	
西枇杷島第1幼稚園遊戯室	9 : 00～12 : 00	50	100
	13 : 00～17 : 00	60	130
西枇杷島第2幼稚園遊戯室	9 : 00～12 : 00	50	100
	13 : 00～17 : 00	60	130

備考

- 1 体育館を片面使用する場合、使用料の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 9時から12時まで又は13時から17時までの間に照明を使用する場合、照明使用料として、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加算する。